

平成24年9月21日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員 16名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稻	岡	健	太郎
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳造
8番	須	磨	隆	正
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	戸	坂	忠	寸計
15番	久	木	拓	栄
16番	山	本	辰	榮

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝
副	町	長	山	王竹夫
教	育	長	穴	田實
教	育	次	長	間嶋正剛
総務課長兼富来支所長			寺	尾隆之
企画財政課長			新	田辰巳
情報推進課長			飯	田幸雄
税務課長			土	田善博

住 民 課 長	谷 場 可 一
子育て支援課長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	酢 谷 豊 一
建 設 課 長	細 川 一 元
上下水道課長	安 田 朗
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	堤 谷 一 博
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	坂 本 英 人
議会事務局次長	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 諸般の報告
- 日 程 第 2 町長提出 議案第57号ないし第70号及び認定第1号ないし第12号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日 程 第 3 町長追加提出 同意第1号及び第2号並びに諮問第1号及び第2号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 4 議員提出 発議第2号ないし第4号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 5 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

(開 議)

櫻井 俊一議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

櫻井 俊一議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第57号ないし第70号及び認定第1号ないし第12号（委員長報告、質疑、討論、採決）

櫻井 俊一議長 次に、町長提出 議案第57号ないし第70号及び認定第1号ないし第12号を、一括して議題といたします。

以上の各件の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 南 政夫 君

南 政夫議員 はい、議長。

総務常任委員長報告をいたします。

今定例会において、総務常任委員会に付託されました、議案4件について、13日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第57号「平成24年度志賀町一般会計補正予算（第2号）について」は、歳入では、前年度決算による繰越金の計上、普通交付税の交付決定による増額と、これに伴う基金繰入金の増額が主なものであり、歳出では、4月の人事異動に伴う給与費の調整補正や、町職員における退職者の増加に伴う退職手当組合特別負担金の増額、前年度決算余剰金にかかる財政調整基金積立金の増額及び地方債元金の繰上償還金の増額等を計上するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、今回交付された地方交付税について、国の特例公債法案の不成立が影響するかどうか等の質問がなされ、町長及び担当課長から影響のない旨の説明を受けております。

次に、議案第64号「平成24年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について」は、歳入で、電送路移転補償金の増額等を主と

し、歳出では、給与費の減額及び酒見地内の土地改良事業に伴う電柱移転によるケーブル移設工事費の増額等によるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、電柱移設工事についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第66号「志賀町行政情報化整備推進基金条例について」は、本町における行政情報化の整備推進に要する財源に充てるため、新たに基金を設置するにあたり、条例を制定するものであり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「志賀町税条例の一部を改正する条例について」は、郵政民営化法等の一部を改正するなどの法律が公布されたことに伴い、志賀町税条例の一部について、法律引用箇所の改正を行うものであり、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 教育民生常任委員長 堂下 健一 君。

堂下健一教育常任委員長 はい、議長。

教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました、議案9件について、14日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第57号「一般会計補正予算（第2号）」につきましては、主には人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、民生費では、障害者自立支援給付事業において対象者が増えたことによる療養介護医療費の増加や保育所の改修に伴う経費の追加、衛生費では、予防接種事業において、法改正に伴いポリオワクチンが全て個別接種となったことの影響による接種単価の上昇及び接種回数が増えたことによる経費の追加、自殺防止のための相談会や啓発リーフレットの作成経費の追加、消防費では、町内各避難施設に敷きマットを配備するための経費の追加、教育費では、中学校教育振興経費において北信越大会や全国大会出場に伴う補助金の増額、学校給食共同調理場での機器部材の修繕工事、武道館や野球場周辺設備での修繕経費などの追加との説

明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、スポーツ指導員の賃金や給食配送車運行委託の内容についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第58号「国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金及び特別調整交付金の増額、歳出では、富来病院MRI購入に伴う繰出金及び予備費を増額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第59号「後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、歳入では、前年度決算による繰越金の計上、歳出では、保険料納付金を増額するとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、歳入では、前年度決算による繰越金等を計上し、歳出では、平成23年度決算に伴う国庫支出金等の精算返還金の計上などにより、増額補正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第63号「町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）」については、歳入では、平成23年度決算による繰越金、歳出では、給与費、基金積立等の増額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、基金の内容等について質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第65号「町立富来病院事業会計補正予算（第1号）」については、資本的収入及び支出で、MRIの購入経費及び修学資金貸付金返還金を増額し、同医療機器購入に伴い企業債の限度額を増額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号「志賀町防災会議条例の一部改正」及び議案第68号「志賀町災害対策本部条例の一部改正」については、災害対策基本法改正に伴う関係条文の一部改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第70号「志賀町立富来病院看護師等修学資金貸与条例の一部改正」については、現在、看護師確保のための修学資金の貸与を行っているものの、利用者が伸び悩んでいることから、現状の修学資金の月額8万円に3万円上乗せし、月額8万円に増額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、修学資金貸与制度の実施状況、富来病院の勤務環境等について質問がなされ、事務長から看護師の勤務条件整備の一環として、ワークライフバランスの取り組み施設として指定を受け、仕事と家庭生活のバランスがうまくとれているか実態調査を行い、看護師の子育て支援や体調を考慮した勤務体系を構築し、当制度の周知徹底を図りたいとの説明を受けております。

その他の件としまして、当委員会では、来る11月7日から11月9日にかけて、昨今のいじめ問題や地震災害対策、地球温暖化防止等の環境対策等について、兵庫県及び滋賀県の先進地を視察することと決定しましたので、申し添えいたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

一部、読み間違いがありましたので訂正いたします。

4ページで、「現状の修学資金の月額5万円」というところ、「8万円」と読んでしまいましたので訂正いたします。

正確には、「現状の修学資金の月額8万円に3万円を上乗せし、月額8万円」に、あっ、「5万円に3万円を上乗せし、月額8万円に増額するとの説明を受け」と言う文書に訂正いたしますので、申し訳ありませんでした。

櫻井 俊一議長 産業建設常任委員長 越後 敏明 君。

越後 敏明産業建設常任委員長 はい、議長。

産業建設常任委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました、議案3件について、12日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第57号「一般会計補正予算（第2号）」については、定期人事異動に伴う人件費の組替え補正及び新規青年就農者への支援事業費、施設

の改修と、いこいの村能登半島施設改修事業費、防災減災事業として下水路逆流防止事業費の計上などが主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、震災等緊急雇用対応事業にかかる海岸清掃の継続や能登金時を使った農産物ブランド事業への期待及び観光地魅力アップ事業に係る質問などがなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けましたので、併せて申し添え致します。

議案第60号「農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」については、農業集落排水施設管理費における処理施設運転管理委託料の減額が主とするものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

議案第61号「公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」については、公共下水道事業処理場管理経費及び特定環境保全事業処理場管理費における処理場運転管理委託料の減額が主とするものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

その他の件としましては、執行部から志賀町都市計画マスタープラン及び道路見直し計画及び志賀町下水道計画の変更について、説明がありました。

また、委員からは、シーサイドヴィラ渤海の空調設備についての質問等がなされ、町長及び担当課長から対応策に対する説明を受けましたので、併せて申し添えいたします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

桜井 俊一議長 決算特別委員長 寺井 強 君。

寺井 強決算特別委員長 はい、議長。

決算特別委員長報告をいたします。

今定例会におきまして決算特別委員会に付託されました、平成23年度の志賀町の一般会計歳入歳出決算ほか11会計の決算の認定につきまして、18日及び19日の両日にわたり、委員会を開催し、決算書、主要な施策の成果説明書及び監査委員の審査意見書などに基づき、町長はじめ関係職員の出席を求めて審査しましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告いたします。

審査にあたりましては、住民福祉の観点はもとより、経営的理念に立った事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行状況など全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、各会計とも、いずれも全会一致で、認定すべきものと決しましたことを、まずご報告いたします。

以下、審査の過程で論議されました主なものにつきまして、ご報告いたします。

まず、一般会計では、要介護者等台帳管理システムの活用による地域支え合いの体制づくり事業、青少年海外派遣事業の状況、梨谷小山産業廃棄物処分場の水質検査、林業施設の土地借上げ及び多子世帯入学祝金の交付時期についての質問があり、それぞれ町長、教育長及び担当課長から、詳細な説明がありました。

また、ごみ減量化の推進及び志賀高校の存続に向けた取り組みの強化を求める要望がありましたので、併せて申し添えいたします。

次に、特別会計及び事業会計につきましては、後期高齢者医療特別会計では、保険料の徴収方法、診療所事業特別会計では、基金の積立金、ケーブルテレビ事業特別会計では、有料放送及び光ケーブルの電柱添架料の在り方について、農業集落排水及び公共下水道事業特別会計では、歳入における分担金及び負担金の滞納繰越分に係る予算措置と調定額の差異についての質問がなされ、水道事業会計では、既設水道管の更新に係る質問、富来病院事業会計では、外来患者数の減少の要因、起債償還の今後の見通し及び看護師等修学資金貸付制度についての質問があり、町長及び各担当課長から詳細な説明がありました。

併せて、委員からは、富来病院における新たな医療機器の更新について、積極的にPRせよとの要望がありました。

なお、全般的なこととして、委員からは、歳入における町税の減収等による厳しい財政状況の中、税金をはじめとする公金の滞納状況及び滞納対策についての質問があり、町長及び担当課長から詳細な説明を受けました。

徴収にあたっては、滞納者の実態に応じて適切な措置を講じるとともに、徴収基盤の整備を行うなど、一層の徴収努力を図るよう要望がありました。

このほか、委員から様々な意見、要望等がなされましたが、平成25年度の予算編成の中で、これらの意見を十分踏まえて、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただきたいと思います。

今後も想定される税収の減収、原子力発電所停止の影響が懸念される中、様々な事務事業を着実に取り組むためには、今後も国の動向及び社会情勢の変化などを見極めながら、将来を見据えた健全財政の堅持を念頭に、引き続き、行政改革を継続的に行い、財政健全化に向けた計画的な財産運営を図られるよう要望いたしまして、決算特別委員長報告といたします。

櫻井 俊一議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

櫻井 俊一議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。
(質疑なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、以上の各件に対する討論に入ります。
まず、原案に反対の者の発言を許します。
(発言なし)

櫻井 俊一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。
(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第57号「平成24年度志賀町一般会計補正予算(第2号)について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第58号「平成24年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」ないし議案第65号「平成24年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第1号)について」を一括して、採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。続いて、町長提出 議案第66号「志賀町行政情報化整備推進基金条例について」ないし第70号「志賀町立富来病院看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について」を、一括して、採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。続いて、町長提出 認定第1号「平成23年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第2号「平成23年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」ないし第12号「平成23年度志賀町立富来病院事業会計決算認定について」を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。以上の各件は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各件は、委員長報告のとおり、認定されました。

日程第3 町長追加提出 同意第1号及び第2号並びに諮問第1号及び第2号（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

櫻井 俊一議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、同意第1号及び第2号、並びに諮問第1号及び第2号を、一括して議題といたします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長

小泉 勝町長 はい、議長。

去る9月4日に提出しました案件に追加して、本日提案することをお認めいただきました人事案件4件について、御説明を申し上げます。

同意第1号は、教育委員会委員の任命についてであります。

本年10月21日をもって任期満了となる富来地頭町の小堀 正宏 氏に代わり、富来領家町の貫井 和也 氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

同意第2号は、監査委員の選任についてであります。

本年8月9日をもって退職をした高浜町の岡部 修 氏に代わり、代田の野崎 豊昭 氏を見識者として監査委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

次に、諮問第1号及び同第2号は、いずれも人権擁護委員の推薦についてであります。

諮問第1号は、本年12月31日をもって人権擁護委員の任期が満了とな

る高浜町の金谷 由紀枝 氏に代わり、高浜町の青山 洋子 氏を新たに推薦するもので、諮問第2号は、同じく本年12月31日をもって任期満了となる中浜の前田 正子 氏を再推薦するものであり、いずれも議会の意見を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なる御審議のうえ、適切なる御決議を賜りますようお願いを申し上げて、追加提案理由の説明といたします。

櫻井 俊一議長 説明を終わります。

お諮りします。

以上の各件については、人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各件は、直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

各件の採決は、起立によって行います。まず、町長提出 同意第1号「教育委員会委員の任命について」を採決します。

本件は、教育委員会委員に、志賀町富来領家町の貫井 和也 氏の任命に付き同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 同意第2号「監査委員の選任について」を採決します。

本件は、監査委員に、志賀町代田の野崎 豊昭 氏の選任に付き同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

続いて、町長提出 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本件は、志賀町高浜町の青山 洋子 氏の人権擁護委員の推薦に付き、これを適任として答申することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本件は、これを適任として答申することに決しました。

続いて、町長提出 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本件は、志賀町中浜の前田 正子 氏の人権擁護委員の推薦に付き、これを適任として答申することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本件は、これを適任として答申することに決しました。

日程第4 議員提出 発議第2号ないし第4号（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

櫻井 俊一議長 次に、福田 晃悦 君ほか2名から提出のありました発議第2号「北方領土問題の早期解決に関する意見書について」、寺井 強 君ほか2名から提出のありました発議第3号「李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書について」及び、南 正紀 君ほか2名から提出のありました発議第4号「香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書について」を、一括して議題といたします。

以上の各案の提出者から、説明を求めます。

1番 福田 晃悦 君。

福田 晃悦議員 はい、議長。

本定例会で提出しました、発議第2号「北方領土問題の早期解決に関する意見書について」、説明させていただきます。

わが国の国家主権にかかる問題として、領土問題が大きく取りざたされている昨今、従来から返還運動を展開してきた、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は、わが国固有の領土であることは、歴史的にも国際

法上も明らかであり、北方領土の一日も早い返還実現は、日本国民のすべての長年の悲願であります。

よって、国は、北方四島の返還による北方領土問題の早期解決に向け、ロシアに対し毅然とした外交姿勢で臨むよう強く要望するにあたり、意見書を、当町議会から国及び政府に提出するものであります。

わが国の主権を守るため、議員各位におかれましては、提出趣旨をご理解され、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

櫻井 俊一議長 4番 寺井 強 君。

寺井 強議員 はい、議長。

本定例会で提出しました、発議第3号「李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書について」、説明させていただきます。

過日の韓国李明博大統領による島根県・竹島への不法上陸や、天皇陛下の韓国訪問に対する極めて礼を失する発言、さらには、すでに解決したはずの従軍慰安婦の発言など、韓国大統領の一連の言動は、我々、日本国民の感情を逆なでし、目に余るものがあります。

民主党政権は政権交代後、対韓融和路線を行い、しばしば国益を棄損する対応をし続けました。その結果、韓国の行動は歯止めが効かなくなっています。

こうしたことから、政府に対しては、大統領の言動に抗議し、対韓国外交を総合的に見直すよう、当町議会から意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解され、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

櫻井 俊一議長 3番 南 正紀 君。

南 正紀議員 はい、議長。

本定例会で提出しました、発議第4号「香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書について」、説明させていただきます。

先月、香港の民間団体の船が、わが国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法に上陸したことは大きな問題となったところであ

ります。この上陸は事前に予告されていたにもかかわらず、わが国政府はこれを阻止することができませんでした。

また、海上保安庁の巡視船への投石や上陸後に身柄を拘束しても、送検することなく、強制送還という形で決着したことは極めて遺憾であり、現政権の国家観や外交の基本姿勢の欠如が原因であると言わざるを得ないものと考えます。

したがって、日本の国家主権を断固として守るために、こうした事案の再発防止と尖閣諸島を守るための施策の実行を国及び政府に強く求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、提出の趣旨をご理解され、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げます。

櫻井 俊一議長 説明を終わります。

(質 疑)

櫻井 俊一議長 これより、各案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託)

櫻井 俊一議長 お諮りいたします。

以上の各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

櫻井 俊一議長 これより、以上の各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

櫻井 俊一議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

櫻井 俊一議長 これより採決します。

各案の採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第2号「北方領土問題の早期解決に関する意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

櫻井 俊一議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号「李明博韓国大統領の言動に抗議し、政府に対韓国外交の見直しを求める意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

櫻井 俊一議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第4号「香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

櫻井 俊一議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

櫻井 俊一議長 次に、各委員会委員長から、お手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

櫻井 俊一議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

櫻井 俊一議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべて終了しました。

平成24年第3回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。

これにて、散会します。

(午後2時42分 閉会)

議 長 報 告

1. 議長報告第27号

入札結果報告について

(平成24年9月5日 7件)

2. 議長報告第28号

閉会中の継続審査について

- ① 総務常任委員会委員長
- ② 教育民生常任委員会委員長
- ③ 産業建設常任委員会委員長
- ④ 議会運営委員会委員長
- ⑤ 原子力発電所対策特別委員会
- ⑥ 議会広報特別委員会

3. 議長報告第29号

委員会審査報告

- ① 総務常任委員会委員長
- ② 教育民生常任委員会委員長
- ③ 産業建設常任委員会委員長
- ④ 決算特別委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 櫻井 俊一

志賀町議会議員 山本 辰榮

志賀町議会議員 福田 晃悦